

新型コロナウイルス関連情報（4月20日）

【査証免除プログラム（VWP）を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者向け、滞在許可期間の延長について】

4月17日、米税関・国境警備局（CBP）は、査証免除プログラム（VWP）を利用して米国に短期滞在する外国人渡航者（ESTA 取得者）に向け、滞在許可期間の延長（Satisfactory Departure）に関する案内を発表しました。主なポイントは以下のとおりです。手続きに際し御不明な点がある場合は、米側当局にお問い合わせ願います。

（1）CBP が、VWP 渡航者からの申請に基づき、新型コロナウイルスに関連した渡航制限、フライトの欠航、発病により米国から出国できない事情があるとして「Satisfactory Departure」を認めた場合、滞在許可期間の満了日からさらに最大で30日間の滞在延長が可能。

（2）「Satisfactory Departure」を希望する VWP 渡航者は、パスポート番号を用意して以下に連絡すること。

・米税関・国境警備局（CBP）：入国空港または Deferred Inspection Site のオフィス

（入国空港）<https://www.cbp.gov/contact/ports>

（Deferred Inspection Site）<https://www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites>

・米市民権・移民局（USCIS）：コンタクトセンター

（コンタクトセンター）<https://www.uscis.gov/contactcenter>

（3）注意

・原則、「Satisfactory Departure」の申請は滞在許可期間が満了する前に行なうこと。

・（滞在延長許可なしで）滞在許可期間を超えて米国に滞在した場合、今後、VWP を利用した渡航ができなくなるほか、米国の法律に基づく追加的な処罰の対象となる可能性があります。

・詳細につきましてはCBPのサイトをご確認ください

<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-offers-flexibility-departing-visa-waiver-program-travelers>

【新型コロナウイルスに関する子供の心のケアについて】

○ニューヨーク日本人教育審議会・教育相談室よりのご案内です。

COVID-19 の自粛生活が1ヶ月となり、お子さんも親御さんも様々なストレスの中でお過ごしだと思えます。感染に関しての心配や不安は私たちみんなにのしかかってきています。今までと同じ生活をできないことは子どもにも大きな影響をもたらしていますね。家にいる時間が増えれば、小さなことが原因でぶつかり合いが増えることもあるでしょう。また、学習の支援を家庭でする必要が増しているので困るという声も聞きます。

ニューヨーク日本人教育審議会・教育相談室では、お子さんに関するの困りごとの無料電話相談を提供しております。生活のこと、学習のこと、発達のこと、なんでもご相談ください。お一人で悩まず、力を合わせてこの大変な時期を乗り越えましょう。

電話：(914) 305-2411 (平日：9時-5時)

メール：info@jec-ny.org (原則的に2往復まで)

【お知らせ】

当館が管轄している各州（ニューヨーク州，ニュージャージー州，ペンシルバニア州，デラウェア州及びウェストバージニア州）が講じている措置や生活・ビジネス関連情報等について、当館 HP 上にまとめました。今後も随時更新予定です。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

【州政府等による措置等のポイント】

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎ (NY 州) クオモ知事のメッセージ

- ・本4月20日にクオモ NY 州知事が発信したメッセージの一部は以下のとおりです。
- 入院者数（1万6103人）等の指標は引き続き減少している。次の関心は、感染のピークを過ぎたこの減少がいつまで、どの程度の早さで続くのかということでありモデルによって2週間から1ヶ月と幅がある。
- 昨日の死者数は478名、新たな入院数は1380人で減少傾向は続いているが、痛ましい数字である。
- 経済社会活動の再開にあたっては、目標値（Bar）を高めに設定することが重要。そのため、ビジネスや学校、公共施設、パレード、ビーチ、コンサート等の再開は、感染率をコントロールしながら、引き続き慎重に検討すべき。
- 繰り返しになるが、1人の感染者が何人に感染を広げる可能性があるかを示す「基本再生産数（R0 アールノート）」を現在の NY 州の数値である「0.9」からアウトブレイクを防ぐ「1.2」の間にコントロールしながら、社会経済活動の再開を行う必要がある。そのためには、州民が引き続き感染率を上げない行動を取る必要がある。
- 本4月20日から、新型コロナウイルスの免疫の有無を調べる抗体検査を市内20カ所の食料品店に設置した検査所で始める。抽出検査により感染者の割合が分かり直面している感染の実態が明らかになる。
- 最前線で働く全ての関係者に感謝する。そのうち2/3は女性、1/3は低所得層であり、その事実がヒスパニック系、アフリカ系住民の感染率を高めている。そういった最前線の方に報いるために50%の危険手当を提供できるように連邦政府と協議する。あわせて、人口密度の高いNY市の公営住宅に住む人々に対して現地での医療サービス、診断検査

の実施などを手当していく。

◎失業保険のオンライン申請等

・4月20日、NY州労働局は失業保険の受給について処理の迅速化を図るための大幅な増員とオンラインでの申請受付を発表しました。NY州では失業前の収入に応じて\$104-504/週が支給（年間で最長26週間）されます。

・なお、各州による失業保険の給付についてはコロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）に基づき現在以下の特例措置が講じられています。

（1）給付金の上乗せ：\$600/週（2020年7月31日までの間）

（2）給付期間の延長：13週間（従来の給付期間と合わせて最長39週間）

（3）給付対象の拡大：自営業者、フリーランス等

・失業保険の受給申請については下記リンクをご参照下さい。

<https://labor.ny.gov/unemploymentassistance.shtm>

<https://labor.ny.gov/ui/cares-act.shtm/>

◎（NY市）デブラシオ市長のメッセージ

・本4月20日にデブラシオNY市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 一日あたり入院者数等は減少傾向にあるが、今後も拡大防止に取り組む必要がある。そこで、6月末までの不要不急のイベント（パレード・コンサートといった人が集まるもの）を全て中止とする。どのイベントも年内の延期や中止を検討することになるが、重要なのは安全である。特に規模の大きいプライドパレード、プエルトリコパレード、イスラエルパレードについては主催者とよく連携する。

- 医療具について、マスク、手袋、人工呼吸器については来週までストックがある一方、手術衣が不足しており今週を乗り切られるかわからない。そのため、地元企業が40万着の手術衣を生産できるよう連邦政府から生地を提供を受けるなどして乗り切っていきたい。

- 救急医療サービス（EMS）が少しずつ回復してきた。例えば、緊急電話の数は、ピークの3月30日が一日6527件だったが、4月18日には3485件と減少した。また、緊急事態管理庁（FEMA）が、350台の救急車を手配し、先週100台到着した。協力に感謝したい。

◎（NJ州）マーフィー知事のメッセージ

・本4月20日にマーフィーNJ州知事が発信したメッセージの一部は以下のとおりです。

- 新規感染者数の増加分は安定しつつあり、新規入院者数は減少傾向にある。また新規入院者数よりも退院者数の方が少なく、医療体制維持にとっては良いニュース（退院者数583人、新規入院者数482人（4月19日22時時点））。このデータからは、ソーシャル・ディスタンシングの取組が成果をあげていることがわかり、州民の取組に感謝。新型コロナウイルス

イルスとの戦いは、正しい方向に向かっている。しかし、まだ勝利を宣言できる状態にはなく、自宅待機及びソーシャル・ディスタンシングへの協力をお願いする。

- 近日中に経済再開にむけた指標を発表する予定。経済再開については、慎重にそして戦略的なアプローチをとる。

◎ (PA州) 自宅待機令の延長等

・本4月20日、ウォルフPA州知事は、経済活動再開のプロセスを開始する目標時期を5月8日(金)とし、4月30日(火)までとしていた自宅待機令(Stay at Home Order)を5月8日(金)まで延長することを発表しました。また、感染防止の取組を止めればすぐに感染が拡大するとして、引き続き手洗い、他者との一定の距離を取る、マスクの着用等を実施することを求めました。ウォルフ知事は併せて、経済活動再開に向けた第一歩として以下を発表しました。

- 本20日からPA州酒類管理局(PLCB)の酒店(Wine & Spirits)において車に乗ったままでの受け取り(curbside pickup)を可能としたこと

- 本20日、オンラインでの自動車販売・リース及び公証業務(notary service)を可能とする法案に署名したこと

- 一部の建設業については5月8日(金)以降、今後発表予定の安全指針に従って事業実施が可能となること

詳細については以下のサイトをご確認ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-announces-online-vehicle-sale-process-construction-restart-date-plcb-curbside-pick-up/>

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-signs-senate-bill-841-to-provide-flexibility-to-local-governments-and-businesses/>

・PA州は本20日、郵便番号ごとに州内の感染者・陰性者数の発生状況を示した地図を公表しました。以下のサイトをご確認ください。

<https://experience.arcgis.com/experience/bc92e33cfd5d417795f7a7a1a5cb3b1d/>

◎ (WV州) ジャスティス知事のメッセージ

・本4月20日にジャスティスWV州知事が発信したメッセージの一部は以下のとおりです。

- 先週の金曜日までは死者の総数は13人であったが、今日までで24人となり、痛ましい。特に高齢者が多く亡くなっている。

- 先週の金曜日に州内のすべての介護施設の患者及びスタッフはコロナウイルスの検査を受けることを求める行政命令を発出し、28000人がすでに検査を受けた。このペースでは、今週末までにすべての介護施設の患者及びスタッフの検査は完了するのではないかと思う。しかし、無症状の感染者もいるので、介護施設での検査を行ったからといって安心できない。

- 病院が、決められた安全基準等を満たせば、選択的手術等の再開に向けた準備を行うことを認める行政命令を発出する。4月27日に申請を開始予定。州政府及び州保健局が審査を行う。

・本20日の会見にて、アドキンス・ウェストバージニア州労働局長代理は、自営業者、独立請負人及びギグワーカーによる失業支援 (Pandemic Unemployment Assistance) の申請を金曜日 (24日) 22時から受け付けを開始することを発表しました。

WorkforceWV のサイト : <https://workforcewv.org/>

◎ (DE 州) 食料品の配布について

・本20日から、デラウェア州民へのドライブスルーによる食料品の配布が行われています。配布は下記の日程で行われ、事前登録が求められており、ID および住所を証明できるものを持参する必要があります。(配布を受けるにはデラウェア州民である必要があります。)

4/20 New Castle 郡

事前登録ウェブサイト : newcastlecountyfood.eventbrite.com

4/22 Kent 郡

事前登録ウェブサイト : kentcountyfood.eventbrite.com

4/24 Sussex 郡

事前登録ウェブサイト : sussexcountyfood.eventbrite.com

◎ 中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染者数等に関する情報】

4月20日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州 : 感染者数 247,512名 (242,786名), 死者数 14,347名 (13,869名)

・感染者数内訳 (主なエリア)

ニューヨーク市 : 感染者数 136,806名 (134,436名), 死者数 10,009名 (9,708名)

NY 市の内訳

クイーンズ区 : 42,023名 (41,237名)

ブルックリン区 : 37,030名 (36,482名)

ブロンクス区： 29, 372名 (28, 823名)
マンハッタン区： 18, 468名 (18, 220名)
スタテン島区： 9, 913名 (9, 674名)

ナッソー郡： 30, 677名 (30, 013名), 死者数 1, 638名 (1, 356名)
サフォーク郡： 27, 662名 (26, 888名), 死者数 887名 (706名)
ウエストチェスター郡： 24, 306名 (23, 803名), 死者数 867名 (738名)
ロックランド郡： 9, 457名 (9, 364名), 死者数 286名 (234名)
○ニュージャージー州：感染者数 88, 806名 (85, 301名), 死者数 4, 377名 (4, 202名)
○ペンシルベニア州：感染者数 33, 232名 (32, 734名), 死者数 1, 204名 (1, 112名)
(注：昨日の死者数を1, 112名に訂正します。)
○デラウェア州：感染者数 2, 745名 (2, 538名), 死者数 72名 (67名)
○ウエストバージニア州：感染者数 908名 (863名), 死者数 26名 (18名)
○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 8, 320名 (7, 363名), 死者数 512名 (432名)
○プエルトリコ：感染者数 1, 213名 (1, 213名), 死者数 62名 (62名)
○バージン諸島：感染者数 54名 (53名), 死者数 3名 (3名)

(注：プエルトリコについては4月19日以降当局のデータが更新されていません。)

【医療関係情報】

©CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは、完全予約制を導入し、付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また、一部の病院では電話診察、オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし、当地の医療事情については、日々状況が変化しますので、皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして、ご確認くださいようお願いします。

【領事窓口の業務日及び受付時間、マスク等の着用について】

◎在ニューヨーク日本国総領事館では、現在、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を短縮しています。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10:30-13:00（査証申請受付：12:00-13:00）

3 電話受付

月曜日-金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

4 4月20日（月）から当面の間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、1階受付において当館に来館される方に対し非接触型体温計による検温を実施しています。検温の結果、体温が摂氏37.5度以上の場合には入館をお断りさせていただきますので、体調の悪い方は、体調が回復されてからご来館いただきますようお願いいたします。

5 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、マスク等を着用していただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

【当地から日本への直行便に関する情報】

4月19日より、当地から日本への直行便は原則としてANAの週1便のみとなる旨、同社より改めて発表がありました。日本への渡航をご検討されている方はご留意ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/flight-info.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
